

自然公園制度の変遷

(国立公園制度の創設)

- 昭和6年 国立公園法制定
 - ・美的見地による公園の指定、大風景の保護開発（観光による地域振興）
- 昭和9年 国立公園指定
 - ・瀬戸内海、霧島、雲仙、阿寒、日光、富士箱根等
- 昭和24年 国立公園法改正
 - ・特別保護地区制度、国立公園に準ずる地域（国定公園）制度の創設

(自然公園体系の確立)

- 昭和32年 自然公園法制定
 - ・自然風景地の保護と利用
 - ・国立公園、国定公園、都道府県立自然公園制度（指定主体の明確化）

昭和40年代 観光ブームを背景とした観光道路建設と、それに伴う自然破壊の問題化

(自然公園における環境保全の強化を図る法令の改正等)

- 昭和45年 ・海中公園制度の創設、清潔の保持、指定湖沼制度の創設
- 昭和48年 ・普通地域の規制強化、ゴルフ場を公園事業から削除
- 昭和49年 ・特別地域の地種区分を規定
- 昭和50年 ・国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針策定

(自然公園にふさわしい利用のあり方の検討)

- 昭和62年～平成元年 ・自然環境保全審議会利用のあり方検討小委員会

(動植物に対する保護強化を図る改正)

- 平成2年 ・動植物の殺傷及び負傷の制限、車馬乗り入れ規制の創設

(地方分権への対応)

- 平成12年 ・国立公園の許認可事務の直接執行化（管理主体の明確化）
- ・審査基準の法令化

(生物多様性の確保を図る改正)

- 平成14年 ・責務規定に「生物多様性の確保を追加」
 - ・利用調整地区、風景保護協定、公園管理団体の創設
 - ・特別地域内の物の集積、指定動物の保護、指定区域への立ち入りを新たに規制